

## 発行にあたつて

本集は、国立公文書館所蔵の〔A〕文部省公文書（昭和四十七年度移管分）・〔B〕同（昭和五十九年度移管分）に続き、〔C〕諸公文書（『公文類聚』・『公文雜纂』・『学生生徒總規』など）から、本学に關係の深い公文書を調査・収集し、編集した資料集四分冊の第三冊目になります。そこで、次集の第十五集をもつて第四冊目として完結し、本学關係の〔C〕諸公文書を収録した資料集第十二集から第十五集までの四冊全体の史料解題は、同集に付すことにいたしました。

本集には、文部省・司法省等から内閣へ提出された伺・上申と附属文書、および請願・答申・法令など、一九一九（大正八）年から一九二八（昭和三）年の十年間にわたる時期の関連史料十八点を収録いたしました。この時期は、一九一八年（大正七）年に大学令が公布され、これに準拠した大学として本学がその第一歩を踏み出し、また高等試験令の実施にともなう受験資格制度の改革、陪審法制定等の司法制度の整備がおこなわれています。本集収録の史料は、それぞれの法令・制度について作成・検討の過程で蓄積された政府内の基本文書です。これによつて私立学校卒業者の資格認定、官吏任用等に関する変更の基本的な枠組みと政府内の動静、または資格認定をめぐつて展開された請願運動の実態などをうかがい知ることができます。

さらにまた、この時期は、本学をはじめ私立学校の多くが從来にも増して学科課程や諸施設を整備していく時期にあたり、その組織の拡充にともない私立学校の所得税免除を請願するといった状況がある一方で、文部大臣所轄外の学校にまで陸軍現役将校が配属され、教練が実施されていきます。本集収録史料は、以上のような本学をとりまく諸状況をも明らかにし、それへの対応を浮び上がらせるものと考えられます。既刊の資料集第十二集・第十三集とともに、本集と時期の重なる第二集（東京都公文書館所蔵史料収録）、第五集（国立公文書館所蔵史料収録）、第十集（同上）を合わせて参照していただければ幸いです。

最後に、貴重な史料の閲覧・複写と刊行をお許しくださった国立公文書館に、深甚なる敬意と謝意を表すものであります。

一九九六年三月

専門委員会主査  
菅 原 樚 州